

友部駅周辺リノベーションビジネスプラン創出業務委託 公募型プロポーザル
質問回答書

No.	質問箇所	質問内容	回答
1	業務協力企業確認書（様式第6号）	協力企業の定義は、たとえば広報全般を全て委託するようなケースで認識は合っているか。	業務の範囲に関わらず、提案時点で業務の一部を再委託することを予定している場合は、委託先の事業者を業務協力企業確認書（様式第6号）に記載して提出してください。
2	業務協力企業確認書（様式第6号）	通常、講師やメンター等是一部の業務を再委託するに当たらないという理解でいるが問題ないか。	仕様書5（2）事業創出実践型スクール開催において、講師、指導者、発表会のゲスト等の招聘、配置を受託者の実施する業務としていますので、講師等の招聘、配置に係る業務を他の事業者にも再委託するものでなければ、業務協力企業確認書（様式第6号）の提出を求める再委託にはあたりません。
3	業務協力企業確認書（様式第6号）	社内の業務委託のメンバーについても再委託に当たらないという理解でよいか。	提案時点で業務の一部を、法人、個人に関わらず、他の事業者にも再委託することを予定している場合は、委託先の事業者を業務協力企業確認書（様式第6号）に記載して提出してください。